

○山口県セミナーパーク規則

平成七年三月三十一日

山口県規則第五十五号

改正 平成九年三月三十一日規則第二五号

平成一六年三月二三日規則第一二号

平成一七年七月二二日規則第一〇一号

山口県セミナーパーク規則をここに公布する。

山口県セミナーパーク規則

(趣旨)

第一条 この規則は、山口県セミナーパーク条例（平成七年山口県条例第二号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、山口県セミナーパーク（以下「セミナーパーク」という。）の管理について必要な事項を定めるものとする。

(応募の時期及び方法等についての公告)

第二条 条例第十条第二項の規定による公告は、次に掲げる事項について、山口県報に登載して行うものとする。

- 一 指定管理者が行う管理に関する事務の内容
- 二 指定しようとする期間
- 三 応募者に必要な資格に関する事項
- 四 応募の方法及び期間
- 五 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

(平一七規則一〇一・全改)

(応募の手続)

第三条 条例第十条第三項の事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 応募者の主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名
- 二 セミナーパークの管理に係る事業計画

2 条例第十条第三項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- 二 法人にあつては、登記事項証明書
- 三 セミナーパークの管理に係る収支予算書
- 四 事業計画書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度(次号において「直前二事業年度」という。)の事業報告書又はこれらに類する書類

五 直前二事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類

六 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(平一七規則一〇一・全改)

(指定の公示)

第四条 条例第十条第八項の規定による公示は、次に掲げる事項について、山口県報に登載して行うものとする。

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

二 指定管理者が行う管理に関する事務の内容

三 指定の期間

(平一七規則一〇一・全改)

(遵守事項)

第五条 セミナーパークを使用する者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守し、セミナーパークの設置の目的にそって、これを使用しなければならない。

一 セミナーパークの施設若しくは設備を損傷し、又はそのおそれのある行為をしないこと。

二 他の使用者に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

三 前二号に掲げるもののほか、知事がセミナーパークの管理のため必要があると認めて定めた事項

(平九規則二五・旧第六条繰上)

(その他)

第六条 この規則に定めるもののほか、セミナーパークの管理について必要な事項は、別に定める。

(平九規則二五・旧第七条繰上)

附 則

この規則は、平成七年四月一日から施行する。

附 則（平成九年規則第二五号）

この規則は、平成九年四月一日から施行する。

附 則（平成一六年規則第一二号）

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則（平成一七年規則第一〇一号）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日から平成十八年三月三十一日までの間における山口県セミナーパーク条例（平成七年山口県条例第二号）第五条の規定による許可及び当該許可を受けた事項の変更の許可については、改正後の山口県セミナーパーク規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。